

物流パターンごとの連鎖化事業者の考え方

令和7年7月

目次

・ 荷主等の定義・義務

1. 基本パターン

1-1. 連鎖化事業者

1-2. フランチャイズ本部が貨物受渡しの 日時を指定できない加盟店

1-3. 直営店

2. センターを利用するパターン

2-1. 連鎖化事業者が運営するセンター から連鎖対象者へ配送

2-2. 連鎖化事業者が運営委託する センターから連鎖対象者へ配送

2-3. フランチャイズ本部が運営するセンター から加盟店へ配送

2-4. フランチャイズ本部が運営委託する センターから加盟店へ配送

2-5. フランチャイズ本部が運営するセンター から直営店へ配送

2-6. フランチャイズ本部が運営委託する センターから直営店へ配送

3. その他

3-1. 社内物流がある場合

3-2. ショッピングセンター内の店舗である場合

3-3. 駐車スペースから店舗が離れている場合

改訂履歴

版数	改訂日付	改訂内容
1.0	—	初版。2025年4月1日施行
1.1	2025年7月4日	p.16,p.17,p.18を修正。

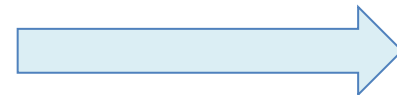
凡例



物流関連取引の流れ



モノの流れ



売買取引の流れ

【Mトン】

特定事業者の指定基準
重量として計上する重量

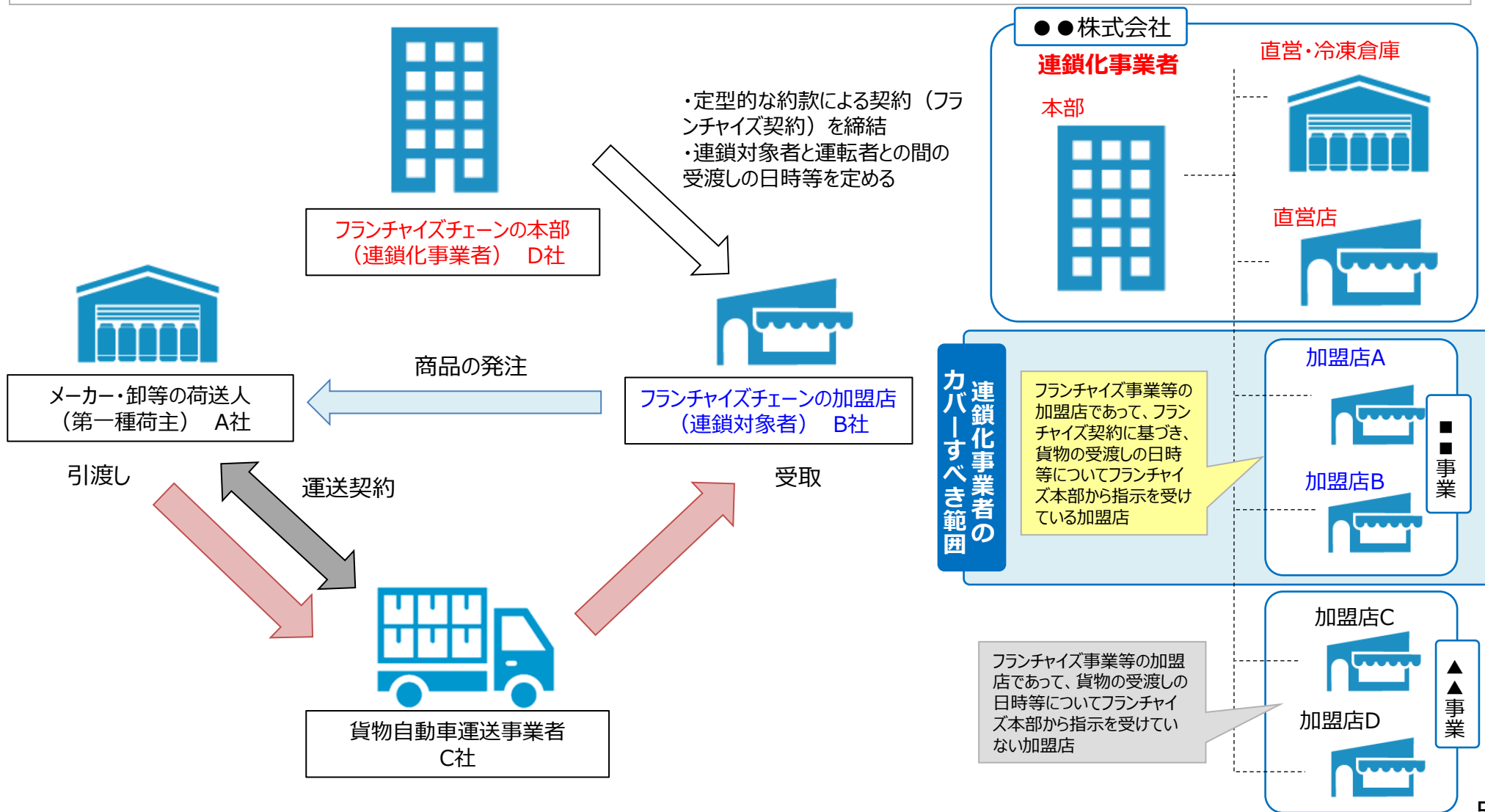
荷主等の定義・義務

種別	定義（第30条／第45条）	努力義務(※)	特定事業者の義務
貨物自動車運送事業者等	貨物自動車運送事業者等貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）及び同法第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。	第34条 ・積載効率の向上等（輸送網の集約、配送の共同化等）	・中長期計画 ・定期報告
第一種荷主	自らの事業（貨物の運送の事業を除く。）に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）に貨物の運送を行わせることを内容とする契約（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。）を締結する者をいう。	第37条第1項～第3項 ・積載効率の向上等（リードタイムの確保等） ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮（パレットの利用等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
第二種荷主	次に掲げる者をいう。 イ 自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。□及び第四十五条第五項において同じ。）に関して継続して貨物（自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。□及び第四十二条第四項において同じ。）を運転者（他の者に雇用されている運転者に限る。以下この号において同じ。）から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者 □ 自らの事業に関して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者	第37条第4項・第5項 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等（第一種荷主への協力等） ・荷役時間の短縮（検品の効率化等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
貨物自動車関連事業者	次に掲げる者をいう。 イ 倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下「倉庫業者」という。） □ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に掲げる事業を営業者であって、当該事業について運転者との間で貨物の受渡しを行うもの ハ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業を営業者のうち貨物の運送を行うものであって、当該航空運送事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者 ニ 鉄道事業法第二条第二項の第一種鉄道事業又は同条第三項の第二種鉄道事業を営業者のうち貨物の運送を行うものであって、当該第一種鉄道事業又は当該第二種鉄道事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者	第41条 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮（停留場所の拡張、荷役等に前後する貨物の搬出入の迅速化等）	・中長期計画 ・定期報告
連鎖化事業者	定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者であって、 <u>当該契約に基づき、当該契約の相手方</u> （以下この条において「連鎖対象者」という。） <u>と運転者との間の貨物の受渡しの日及び時刻又は時間帯を運転者に指示することができるもの</u>	第45条 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等（第一種荷主への協力等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任

(※)荷役等時間の短縮の対象は、荷主自身が管理する施設及び寄託先の施設におけるもの。荷待ち時間の短縮の対象は、くわえてその周辺の場所におけるもの。

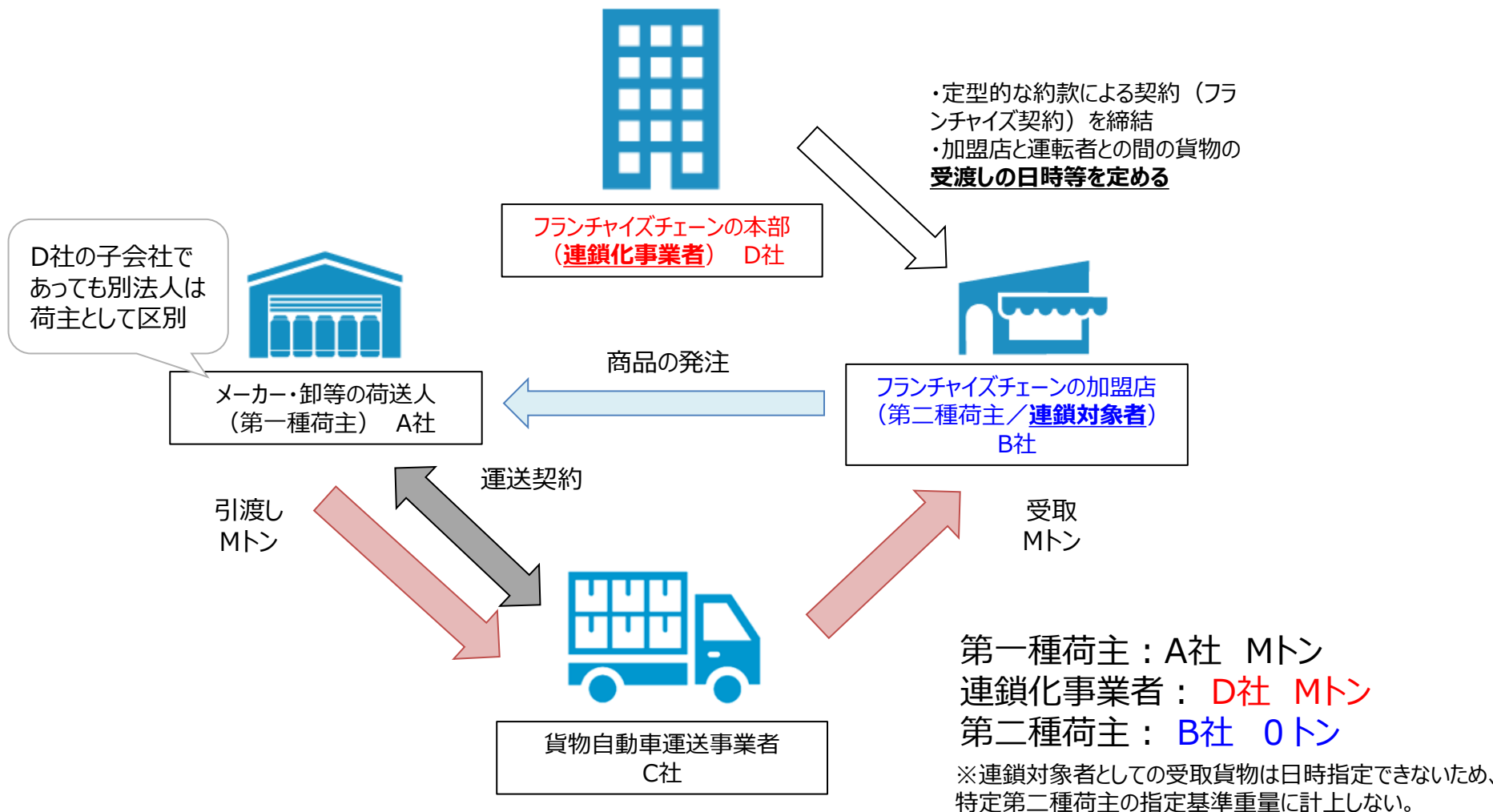
1-1. 連鎖化事業者

- 連鎖化事業者は、右図「カバーすべき範囲」の受取重量を指定基準重量とする（自社の運送・受渡し重量とは別に算定する）。



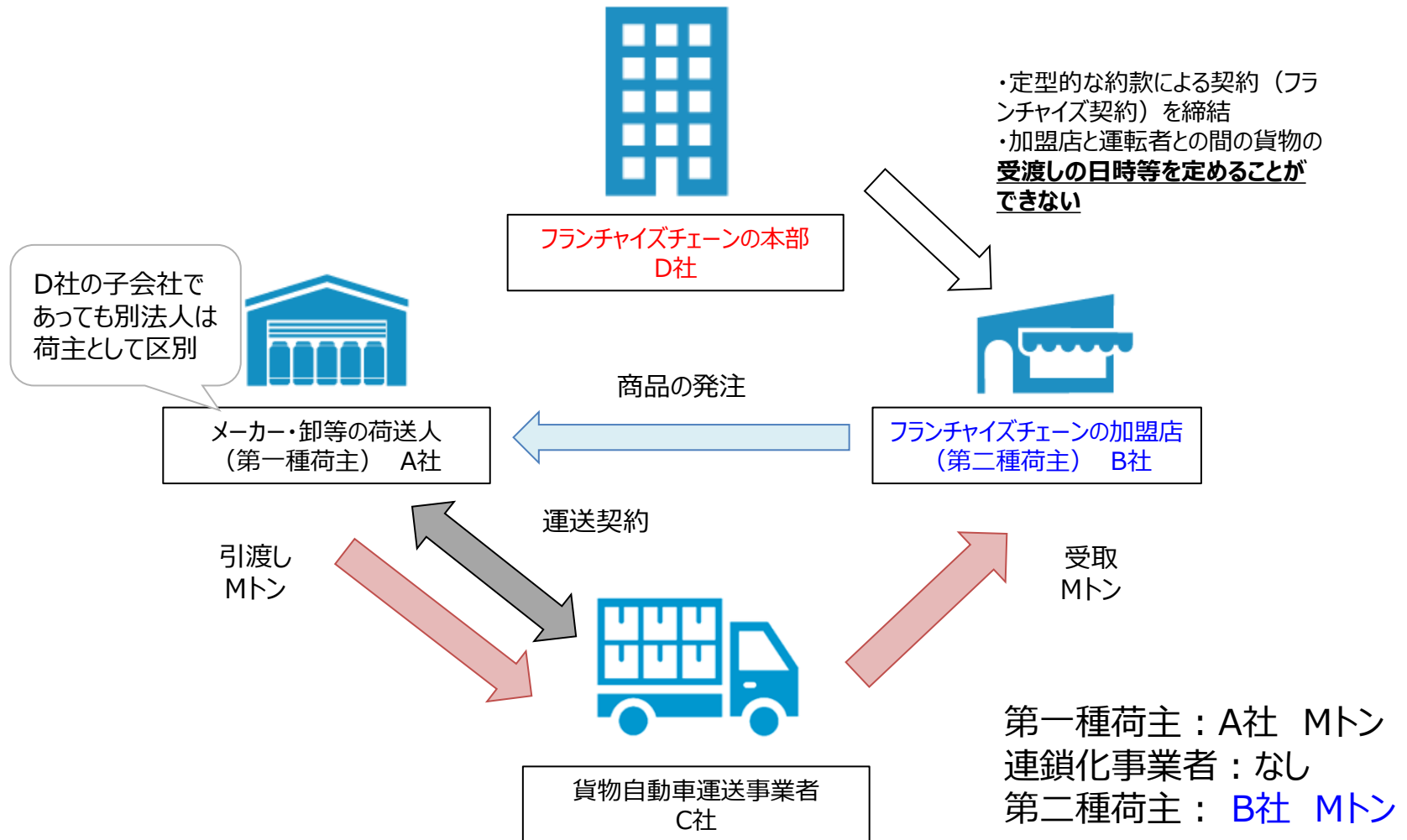
1-1. 連鎖化事業者

- フランチャイズ本部が加盟店と運転者との間の貨物の受渡の日時等を定める運送について、当該フランチャイズ本部は連鎖化事業者となる。



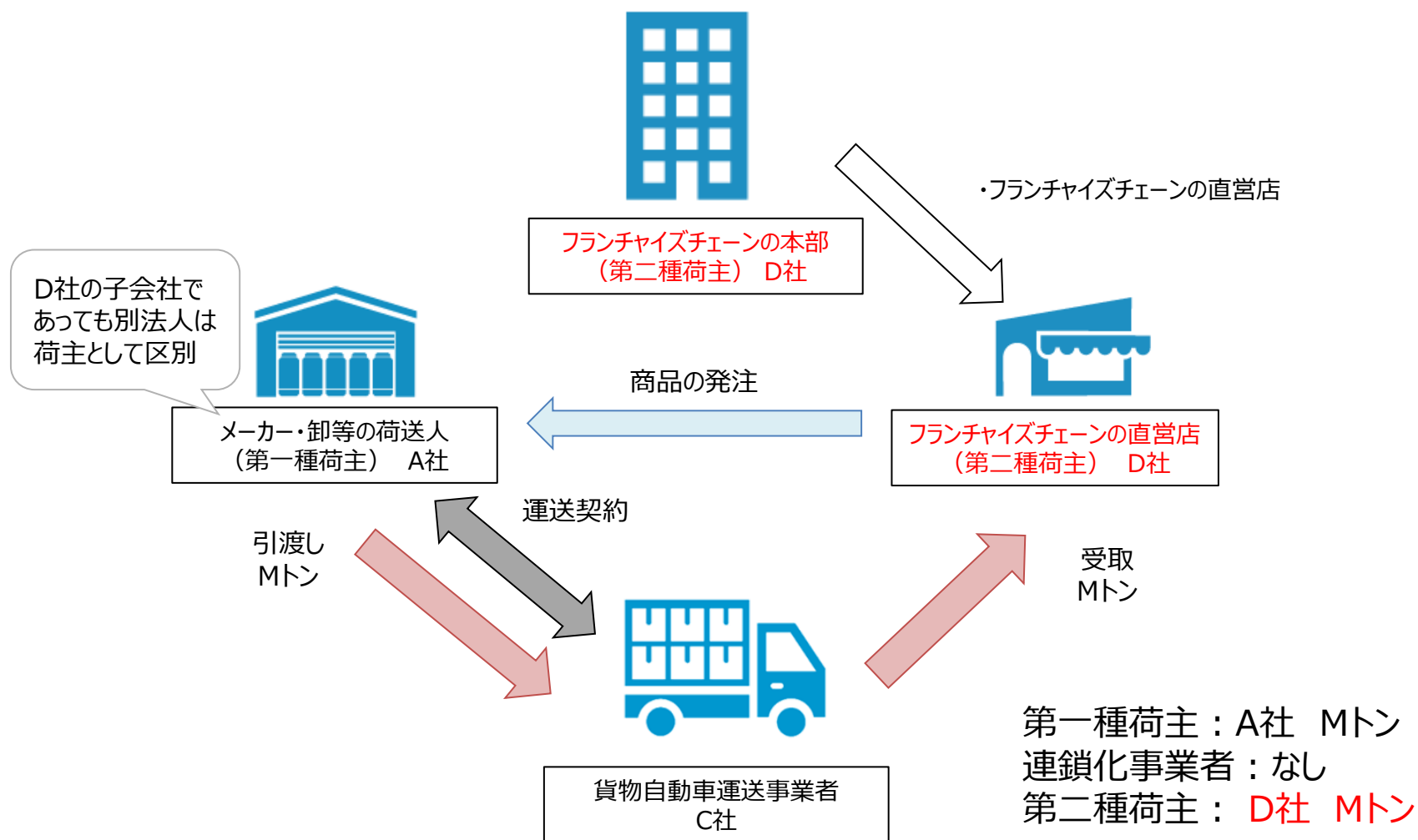
1-2. フランチャイズ本部が貨物受渡しの日時を指定できない加盟店

- フランチャイズ本部が加盟店と運転者との間の貨物の受渡しの日時等を定めることができない運送については、当該フランチャイズ本部は連鎖化事業者とならない。



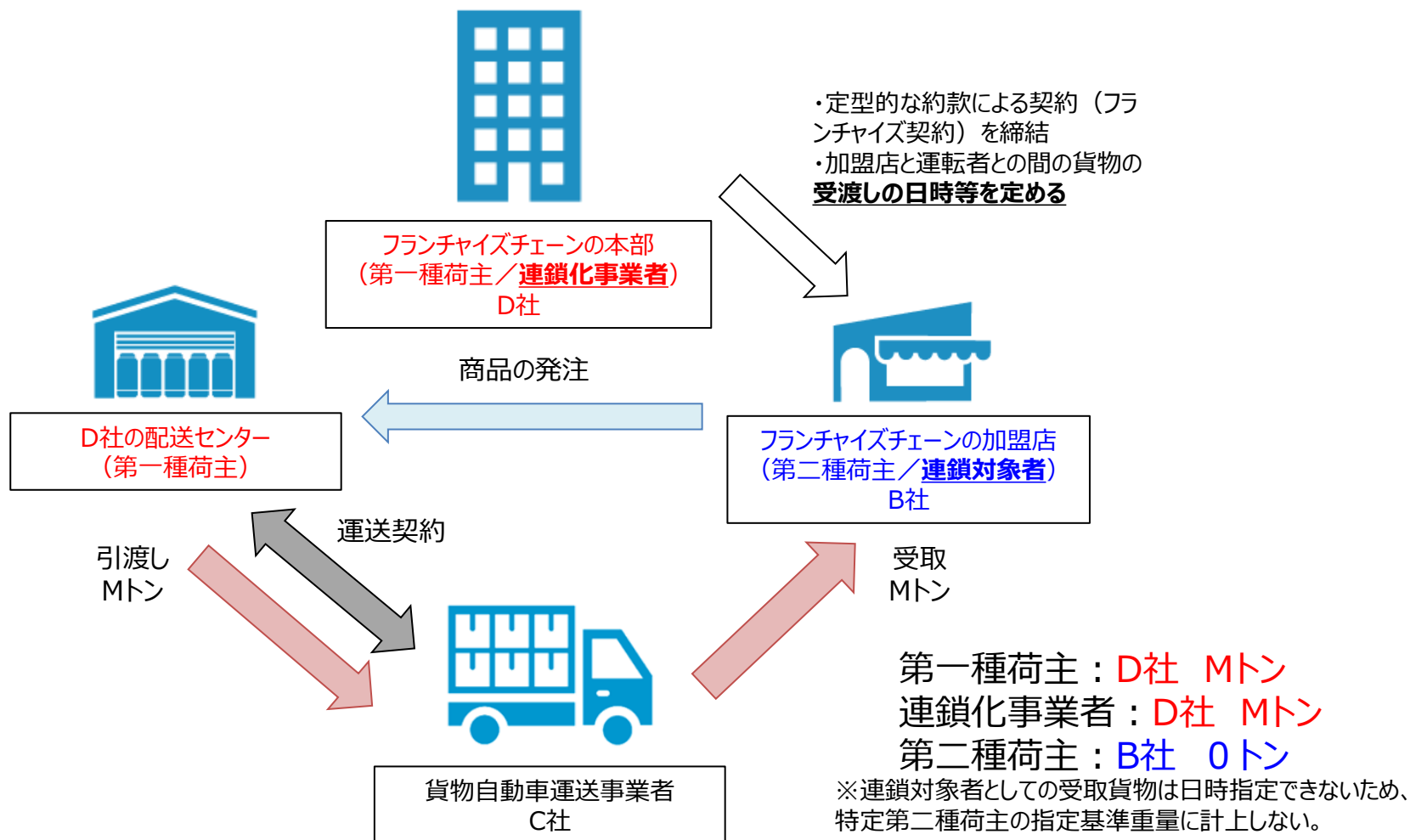
1-3. 直営店

- フランチャイズチェーンの直営店が行う貨物の受渡しについては、当該フランチャイズチェーンを運営する事業者が第二種荷主となる。



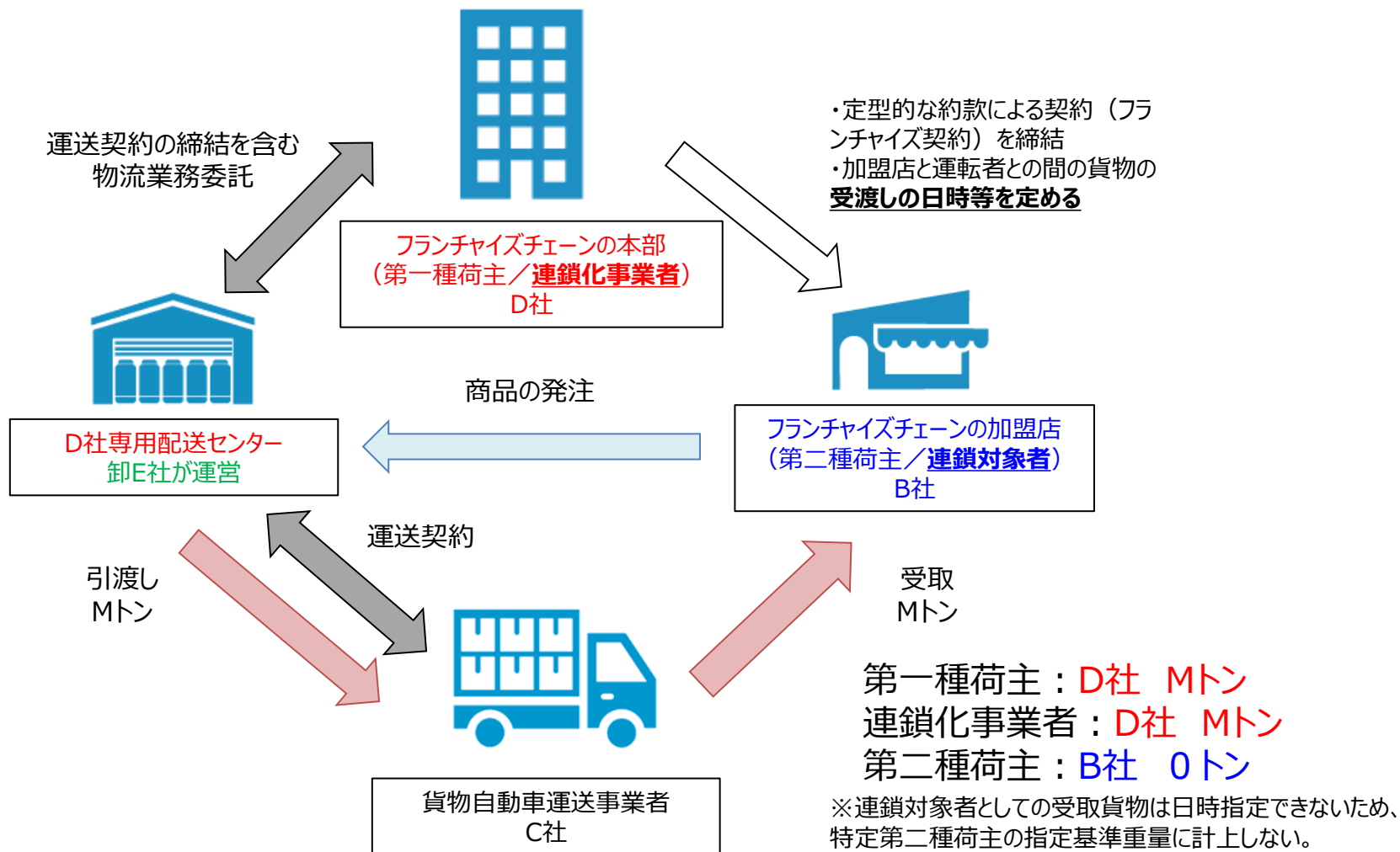
2-1. 連鎖化事業者が運営するセンターから連鎖対象者へ配送

- フランチャイズ本部が加盟店と運転者との間の貨物の受渡の日時等を定める運送について、当該フランチャイズ本部（の配送センター）が運送契約を締結する場合、当該フランチャイズ本部は第一種荷主かつ連鎖化事業者となる。



2-2. 連鎖化事業者が運営委託するセンターから連鎖対象者へ配送

- フランチャイズ本部が加盟店と運転者との間の貨物の受渡の日時等を定める運送について、当該フランチャイズ本部が配送センターの運営を3PL、卸売業者等に委託している場合、当該フランチャイズ本部は第一種荷主かつ連鎖化事業者となる。（配送センター運営受託者は荷主に該当しない。）



(参考) 配送センターの運営を委託している場合のセンターでの受取り

- フランチャイズ本部が加盟店と運転者との間の貨物の受渡の日時等を定める運送について、当該フランチャイズ本部が配送センターの運営を3PL、卸売業者等に委託している場合、**当該配送センターでの貨物の受取**については**当該フランチャイズ本部が第二種荷主**となる。(配送センター運営受託者は荷主に該当しない。)

※ フランチャイズ本部自身が運営するセンターでの受取も同様

配送センター入庫時

第一種荷主：A社【Mトン】

第二種荷主：D社【Mトン】

運送契約の締結を含む物流業務委託

荷送人兼荷受人

フランチャイズチェーンの本部
(第一種荷主／連鎖化事業者)
D社

・定型的な約款による契約（フランチャイズ契約）を締結
・加盟店と運転者との間の貨物の受渡しの日時等を定める

商品の発注

D社専用配送センター
卸E社が運営

フランチャイズチェーンの加盟店
(第二種荷主／連鎖対象者)
B社

引渡し
Mトン

運送契約

受取
Mトン

引渡し
Mトン

運送契約

受取
Mトン

貨物自動車運送事業者 E社

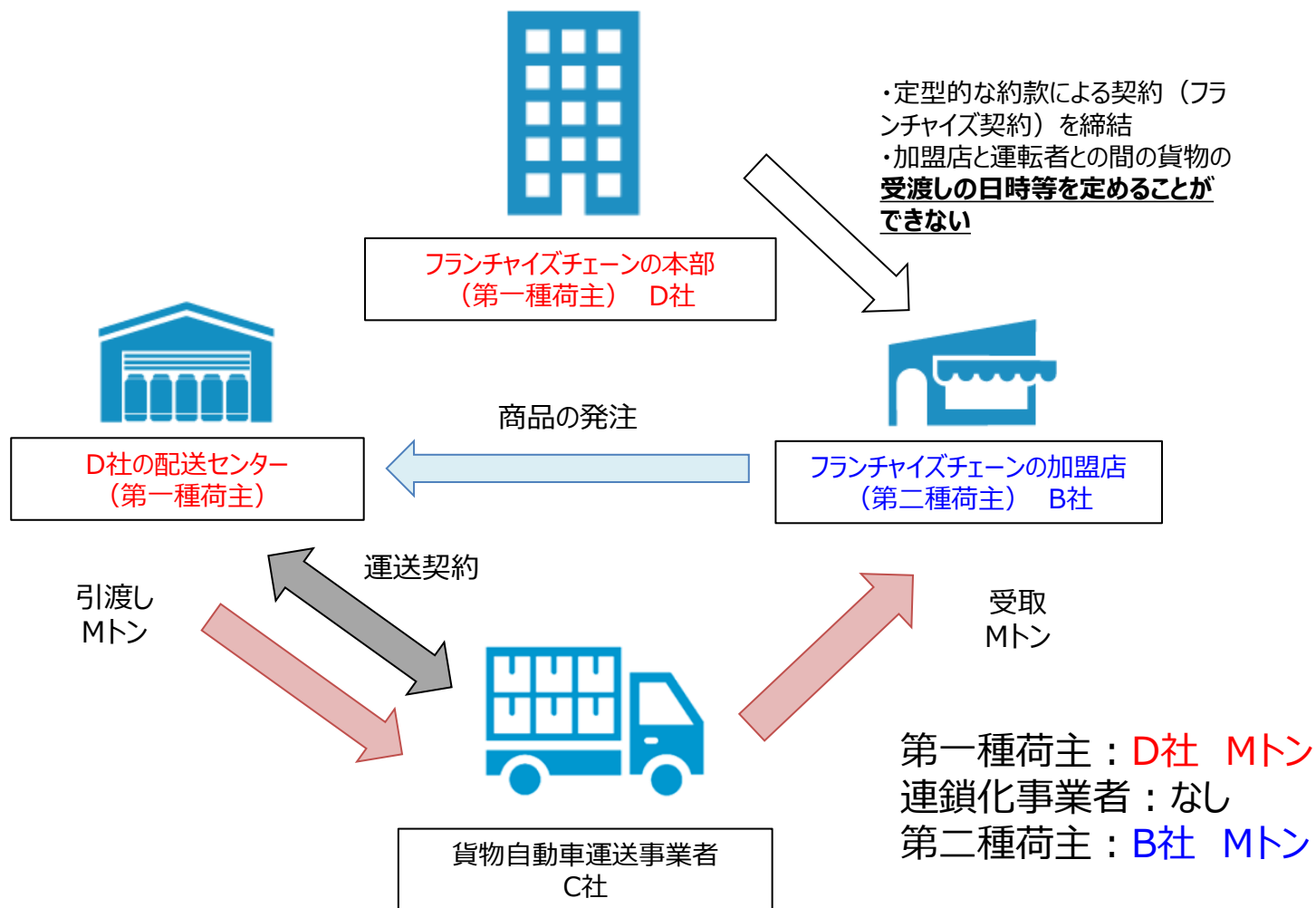
貨物自動車運送事業者
C社

第一種荷主：D社 Mトン
連鎖化事業者：D社 Mトン
第二種荷主：B社 0トン

※連鎖対象者としての受取貨物は日時指定できないため、特定第二種荷主の指定基準重量に計上しない。

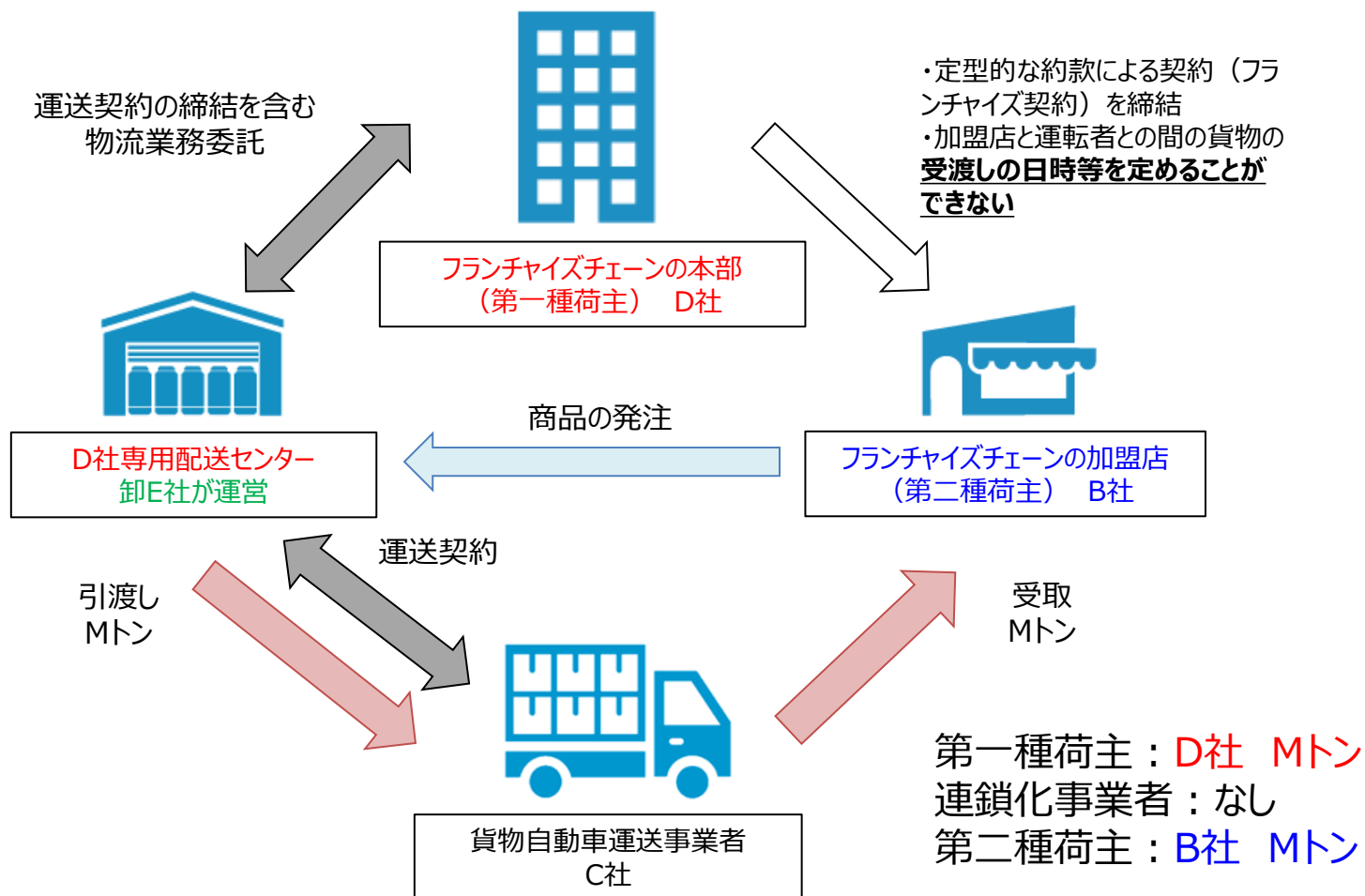
2-3. フランチャイズ本部が運営するセンターから加盟店へ配送

- フランチャイズ本部が加盟店と運転者との間の貨物の受渡の日時等を定めることができない運送について、当該フランチャイズ本部（の配送センター）が運送契約を締結する場合、当該フランチャイズ本部は第一種荷主に該当し、連鎖化事業者には該当しない。



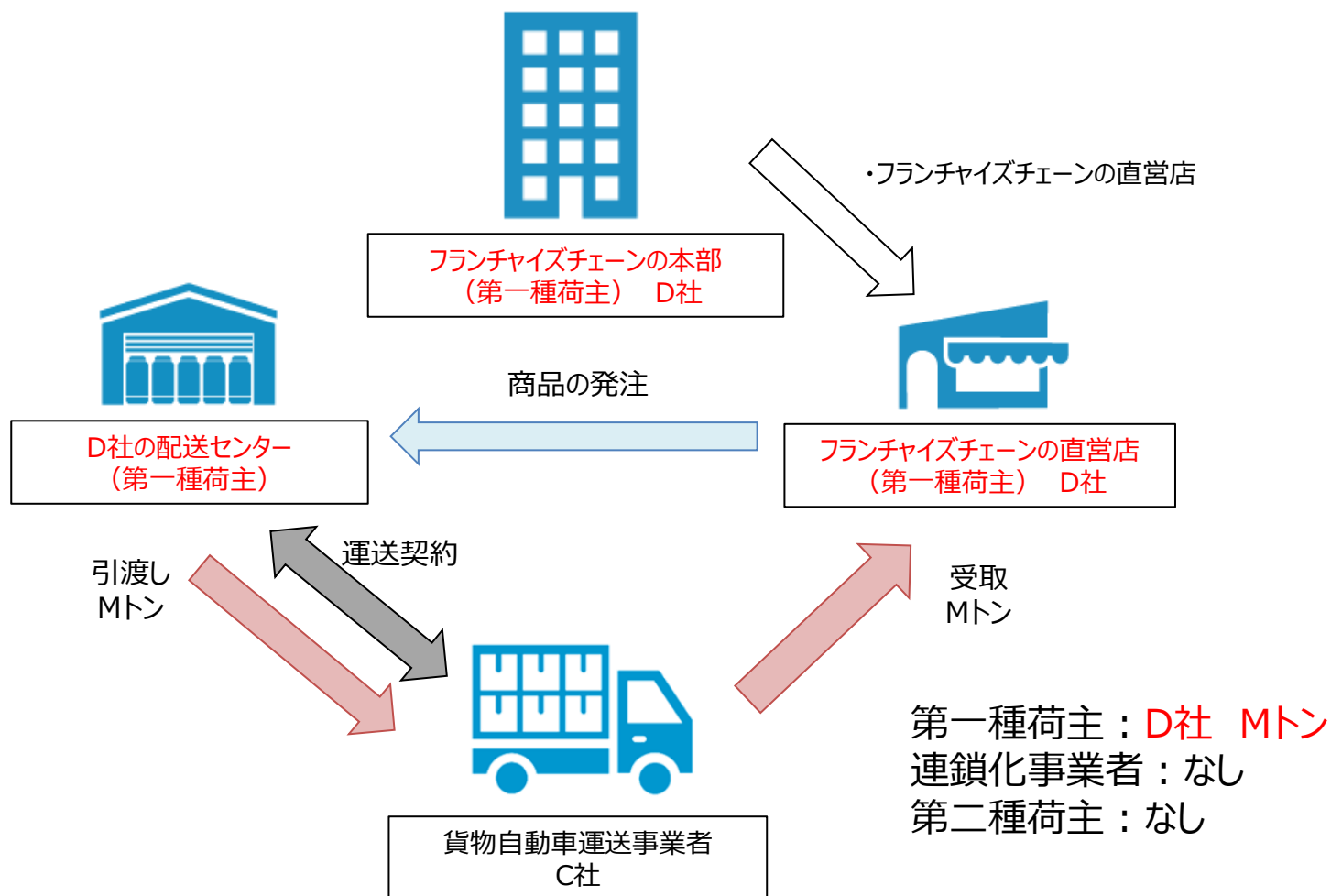
2-4. フランチャイズ本部が運営委託するセンターから加盟店へ配送

- フランチャイズ本部が加盟店と運転者との間の貨物の受渡の日時等を定める運送について、当該フランチャイズ本部が配送センターの運営を3PL、卸売業者等に委託している場合、当該フランチャイズ本部は第一種荷主に該当し、連鎖化事業者には該当しない。
(配送センター運営受託者は荷主に該当しない。)



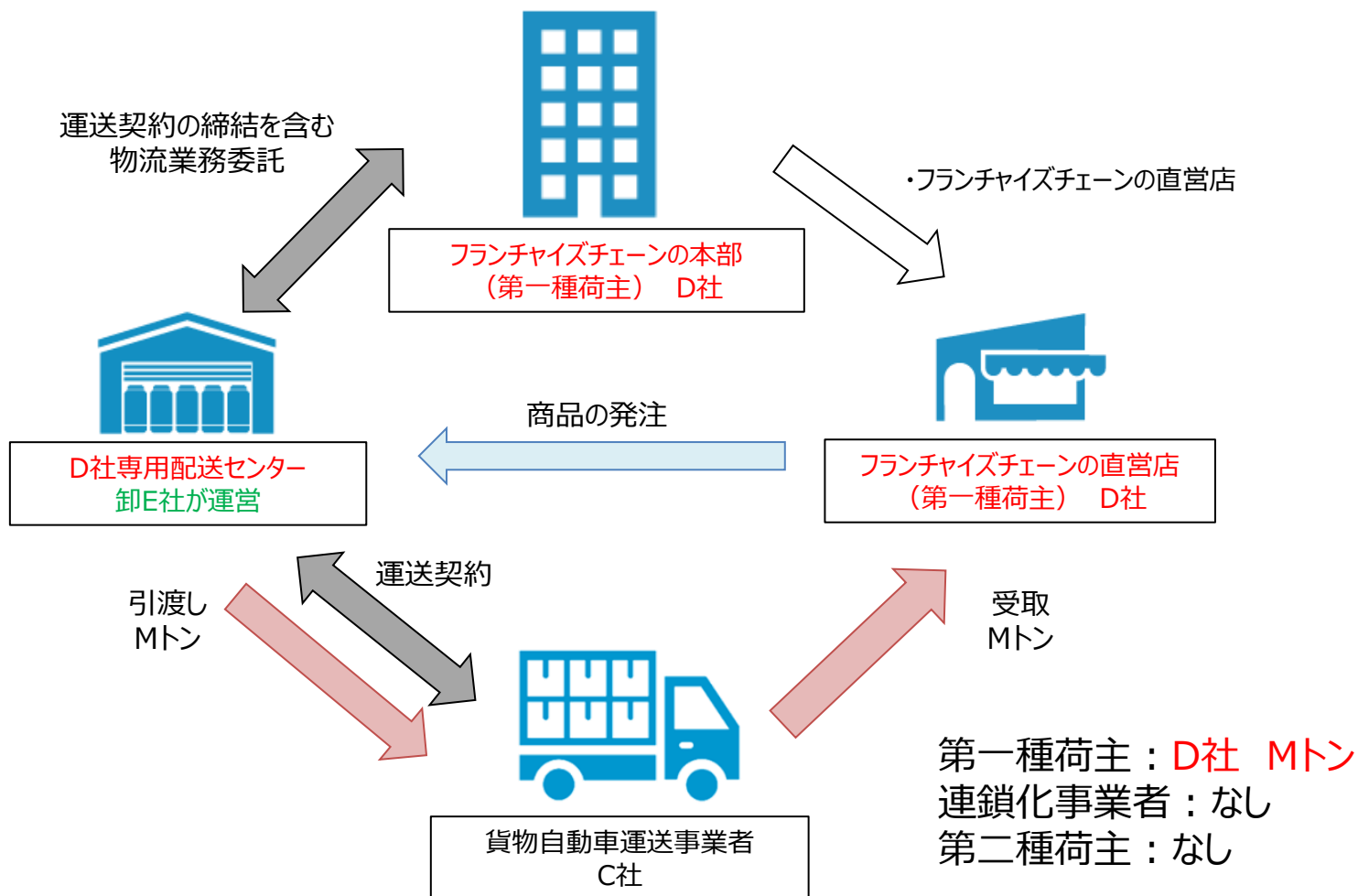
2-5. フランチャイズ本部が運営するセンターから直営店へ配送

- フランチャイズチェーンの直営店への配送で、当該フランチャイズ本部（の配送センター）が運送契約を締結するものについて、当該フランチャイズ本部は第一種荷主に該当し、第二種荷主及び連鎖化事業者には該当しない。



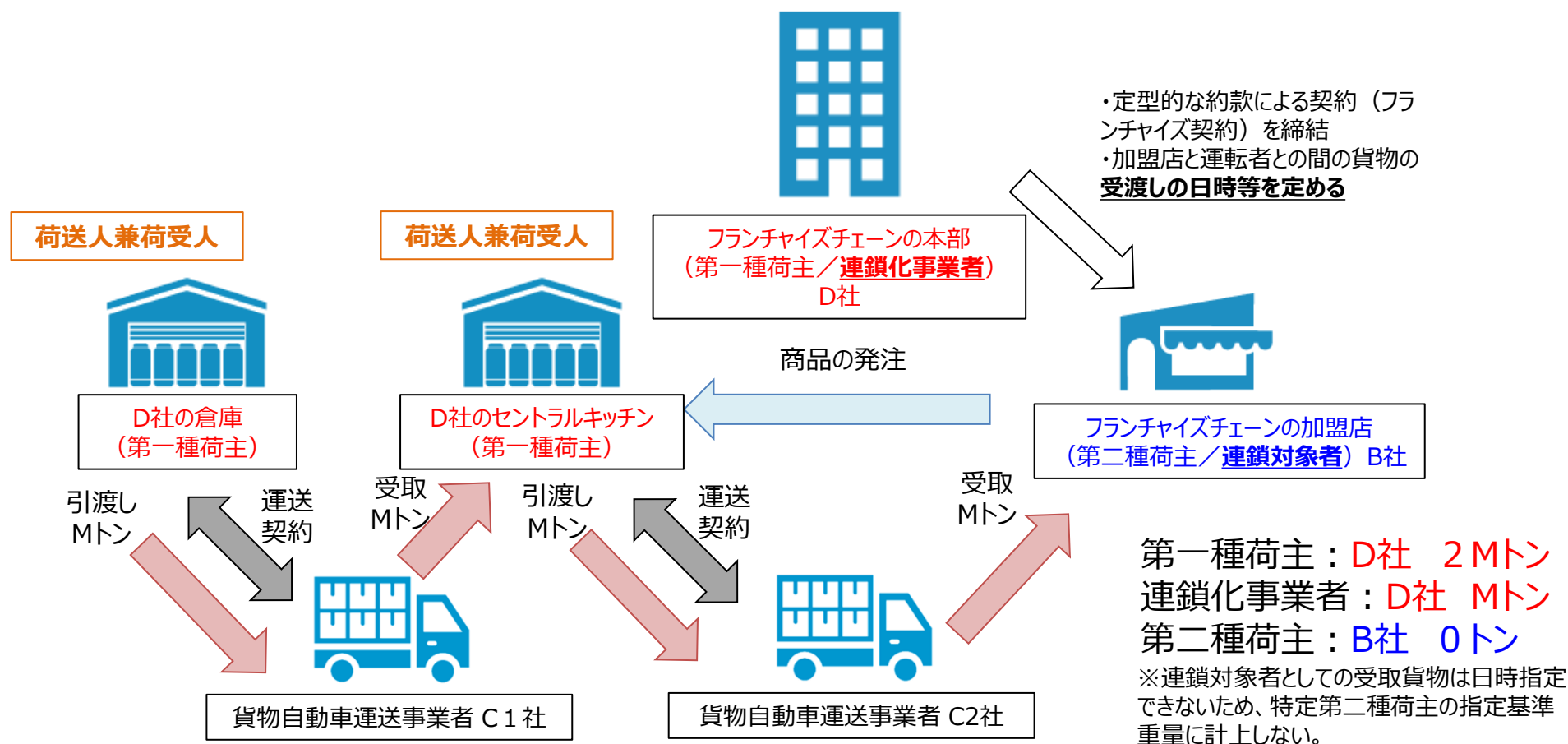
2-6. フランチャイズ本部が運営委託するセンターから直営店へ配送

- フランチャイズチェーンの直営店への配送で、当該フランチャイズ本部（の配送センター）が運送契約を締結するものについて、当該フランチャイズ本部は第一種荷主に該当し、第二種荷主及び連鎖化事業者には該当しない。（配送センター運営受託者は荷主に該当しない。）



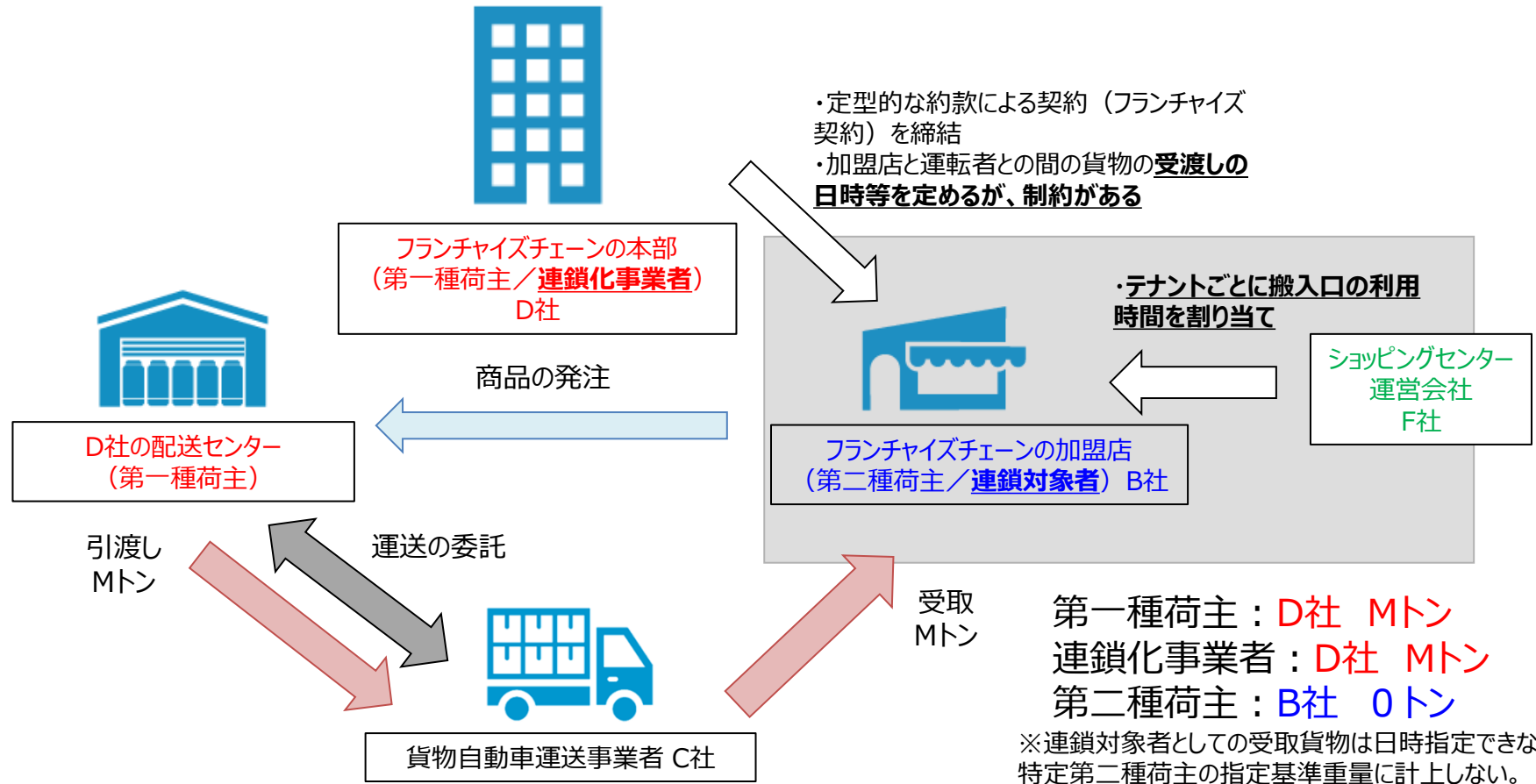
3-1. 社内物流がある場合

- 荷送人及び荷受人の双方が運送契約を締結する者と同事業者の場合は、当該事業者が第一種荷主に該当し、第二種荷主は該当なしとする。
- ※ 特定事業者の指定基準重量への計上は、引渡し又は受取いずれかのみ、第一種荷主としての重量に計上すればよい。



3-2. ショッピングセンター内の店舗である場合

- フランチャイズチェーンの加盟店がショッピングセンター内にある場合、搬出入の場所や利用可能時間がショッピングセンター側で決定されている場合がある。この場合、搬出入口は共用部であり、荷待ち時間等の把握やその責任の切り分けが困難であることから、当該フランチャイズチェーンの本部が特定連鎖化事業者になる場合は、当該ショッピングセンター内の店舗は時間計測対象施設から除いてよい。
- ただし、リードタイムの確保や搬入日の集約による積載効率の向上等は可能であるため、荷主・連鎖化事業者としての努力義務が課される。



3-3. 駐車スペースから店舗が離れている場合

- フランチャイズチェーンの店舗が繁華街や駅構内、ショッピングセンター内にあるなど、駐車スペースから店舗までや複数店舗間の手搬送（横持ち）が発生する場合、当該搬送は荷役等に該当する。
- 荷役等時間の短縮は連鎖化事業者ではなく第二種荷主や第一種荷主の努力義務となるが、環境特性により短縮が困難なため、荷役等時間の報告を省略してよい。（ただし、長期的には出店計画等において物流改善に配慮するなどの取組をすることが望ましい。）

